

行政事件訴訟法の一部を改正する法律の公布について（通知）

各府省庁等事務次官等宛・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

各都道府県知事宛・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

〔各府省庁等事務次官等〕 殿

司法制度改革推進本部事務局長

行政事件訴訟法の一部を改正する法律の公布について（通知）

行政事件訴訟法の一部を改正する法律（平成 1 6 年法律第 8 4 号）は、平成 1 6 年 6 月 9 日に公布され、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされました。その概要は以下に掲げるとおりです。

貴職におかれましては、その円滑な施行に向け、格別の配慮をされるとともに、処分その他公権力の行使を行う等により行政事件訴訟法に係わることとなる貴職所管の独立行政法人・特殊法人・公益法人等の公共団体にもこの旨周知願います。

記

第 1 訴訟類型

1 義務付けの訴え

次に掲げる場合において、行政庁がその処分又は裁決をすべき旨を命ずることを求める抗告訴訟の類型として、「義務付けの訴え」を定めることとした。（第 3 条第 6 項関係）

(1) 行政庁が一定の処分又は裁決をすべきであるにかかわらずこれがされないとき（(2)に掲げる場合を除く。）

(2) 行政庁に対し一定の処分又は裁決を求める旨の法令に基づく申請又は審査請求がされた場合において、当該行政庁がその処分又は裁決をすべきであるにかかわらずこれがされないとき。

2 差止めの訴え

行政庁が一定の処分又は裁決をすべきでないにかかわらずこれがされようとしている場合において、行政庁がその処分又は裁決をしてはならない旨を命ずることを求める抗告訴訟の類型として、「差止めの訴え」を定めることとした。（第 3 条第 7 項関係）

3 公法上の法律関係に関する確認の訴え

当事者訴訟の類型として「公法上の法律関係に関する確認の訴え」を例示することとした。（第 4 条関係）

第 2 原告適格

裁判所は、処分又は裁決の相手方以外の者について取消訴訟の原告適格の要件である法律上の利益の有無を判断するに当たっては、当該処分又は裁決の根拠となる法令の規定の文言のみによることなく、当該法令の趣旨及び目的並びに当該処分において考慮されるべき利益の内容及び性質を考慮するものとし、この場合において、当該法令の趣旨及び目的を考慮するに当たっては、当該法令と目的を共通にする関係法令があるときはその趣旨及び目的をも参酌するものとし、当該利益の内容及び性質を考慮するに当たっては、当該処分又は裁決がその根拠となる法令に違反してされた場合に害されることとなる利益の内容及び性質並びにこれが害される態様及び程度をも勘案するものとした。(第9条第2項関係)

第3 被告適格等

取消訴訟につき、被告適格者を原則として行政庁から国又は公共団体に改めるとともに、処分又は裁決をした行政庁を明らかにする手続を定め、併せて、処分又は裁決をした行政庁が当該処分又は裁決に係る国又は公共団体を被告とする訴訟について、裁判上の一切の行為をする権限を有するものとした。(第11条関係)

第4 管轄

取消訴訟につき、被告の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所にも管轄を認め、国又は独立行政法人若しくは所定の法人を被告とする取消訴訟は、原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所にも、提起することができることとし、移送の規定を設けることとした。(第12条関係)

第5 出訴期間

取消訴訟につき、処分又は裁決があったことを知った日から三箇月の出訴期間を六箇月に延長し、この期間を経過したときでも、正当な理由があるときは、訴えを提起することができるものとし、審査請求があった場合の出訴期間の起算日を改めることとした。(第14条関係)

第6 釈明処分の特則

裁判所は、訴訟関係を明瞭にするため、必要があると認めるときは、行政庁に対し、処分又は裁決の理由を明らかにする資料の提出を求めること等ができることとし、処分についての審査請求に対する裁決を経た後に取消訴訟の提起があったときは、行政庁に対し、当該審査請求に係る事件の記録の提出を求めること等ができることとした。(第23条の2関係)

第7 執行停止

執行停止の要件について、「回復の困難な損害」を「重大な損害」に改め、重大な損害を生ずるか否かの判断に当たっては、損害の回復の困難の程度を考慮するものとし、損害の性質及び程度並びに処分の内容及び性質をも勘案するものとした。(第25条関係)

第8 義務付けの訴えの要件等

義務付けの訴えを提起する際の要件等に関する規定を設けることとした。(第37条の2及び第37条の3関係)

第9 差止めの訴えの要件

差止めの訴えを提起する際の要件に関する規定を設けることとした。(第37条の4)

関係)

第10 仮の義務付け及び仮の差止め

- 1 義務付けの訴えの提起があった場合において、その義務付けの訴えに係る処分又は裁決がされないことにより生ずる償うことのできない損害を避けるため緊急の必要があり、かつ、本案について理由があるとみえるときは、裁判所は、申立てにより、決定をもって、仮に行政庁がその処分又は裁決をすべき旨を命ずることができることとした。(第37条の5第1項関係)
- 2 差止めの訴えの提起があった場合において、その差止めの訴えに係る処分又は裁決がされることにより生ずる償うことのできない損害を避けるため緊急の必要があり、かつ、本案について理由があるとみえるときは、裁判所は、申立てにより、決定をもって、仮に行政庁がその処分又は裁決をしてはならない旨を命ずることができることとした。(第37条の5第2項関係)
- 3 その他、仮の義務付け又は仮の差止めの要件及び手続に関する規定を設けることとした。(第37条の5第3項～第5項関係)

第11 当事者訴訟の出訴期間

法令に出訴期間の定めがある当事者訴訟につき、その法令に別段の定めがある場合を除き、正当な理由があるときは、その期間を経過した後であっても、提起することができることとした。(第40条第1項関係)

第12 取消訴訟等の提起に関する事項の教示

行政庁が、処分又は裁決をする場合には、その相手方に対し、当該処分又は裁決に係る取消訴訟の被告とすべき者、出訴期間等を書面で教示しなければならないこととした。(第46条関係)

第13 その他

- 1 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。
- 2 関係法律について所要の整備等を行うこととした。(附則第2条～第49条関係)
- 3 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の行政事件訴訟法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとした。(附則第50条関係)

閣 司 本 第 9 0 号
平成 1 6 年 6 月 9 日

各都道府県知事 殿

司法制度改革推進本部事務局長

行政事件訴訟法の一部を改正する法律の公布について（通知）

行政事件訴訟法の一部を改正する法律（平成 1 6 年法律第 8 4 号）は、平成 1 6 年 6 月 9 日に公布され、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされました。その概要は以下に掲げるとおりです。

貴職におかれましては、その円滑な施行に向け、格別の配慮をされるとともに、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知願います。

記

第 1 訴訟類型

1 義務付けの訴え

次に掲げる場合において、行政庁がその処分又は裁決をすべき旨を命ずることを求める抗告訴訟の類型として、「義務付けの訴え」を定めることとした。（第 3 条第 6 項関係）

(1) 行政庁が一定の処分又は裁決をすべきであるにかかわらずこれがされないとき（(2)に掲げる場合を除く。）

(2) 行政庁に対し一定の処分又は裁決を求める旨の法令に基づく申請又は審査請求がされた場合において、当該行政庁がその処分又は裁決をすべきであるにかかわらずこれがされないとき。

2 差止めの訴え

行政庁が一定の処分又は裁決をすべきでないにかかわらずこれがされようとしている場合において、行政庁がその処分又は裁決をしてはならない旨を命ずることを求める抗告訴訟の類型として、「差止めの訴え」を定めることとした。（第 3 条第 7 項関係）

3 公法上の法律関係に関する確認の訴え

当事者訴訟の類型として「公法上の法律関係に関する確認の訴え」を例示することとした。（第 4 条関係）

第 2 原告適格

裁判所は、処分又は裁決の相手方以外の者について取消訴訟の原告適格の要件である法律上の利益の有無を判断するに当たっては、当該処分又は裁決の根拠となる法令

の規定の文言のみによることなく、当該法令の趣旨及び目的並びに当該処分において考慮されるべき利益の内容及び性質を考慮するものとし、この場合において、当該法令の趣旨及び目的を考慮するに当たっては、当該法令と目的を共通にする関係法令があるときはその趣旨及び目的をも参酌するものとし、当該利益の内容及び性質を考慮するに当たっては、当該処分又は裁決がその根拠となる法令に違反してされた場合に害されることとなる利益の内容及び性質並びにこれが害される態様及び程度をも勘案するものとした。(第9条第2項関係)

第3 被告適格等

取消訴訟につき、被告適格者を原則として行政庁から国又は公共団体に改めるとともに、処分又は裁決をした行政庁を明らかにする手続を定め、併せて、処分又は裁決をした行政庁が当該処分又は裁決に係る国又は公共団体を被告とする訴訟について、裁判上の一切の行為をする権限を有するものとした。(第11条関係)

第4 管轄

取消訴訟につき、被告の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所にも管轄を認め、国又は独立行政法人若しくは所定の法人を被告とする取消訴訟は、原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所にも、提起することができることとし、移送の規定を設けることとした。(第12条関係)

第5 出訴期間

取消訴訟につき、処分又は裁決があったことを知った日から三箇月の出訴期間を六箇月に延長し、この期間を経過したときでも、正当な理由があるときは、訴えを提起することができるものとし、審査請求があった場合の出訴期間の起算日を改めることとした。(第14条関係)

第6 釈明処分の特則

裁判所は、訴訟関係を明瞭にするため、必要があると認めるときは、行政庁に対し、処分又は裁決の理由を明らかにする資料の提出を求めること等ができることとし、処分についての審査請求に対する裁決を経た後に取消訴訟の提起があったときは、行政庁に対し、当該審査請求に係る事件の記録の提出を求めること等ができることとした。(第23条の2関係)

第7 執行停止

執行停止の要件について、「回復の困難な損害」を「重大な損害」に改め、重大な損害を生ずるか否かの判断に当たっては、損害の回復の困難の程度を考慮するものとし、損害の性質及び程度並びに処分の内容及び性質をも勘案するものとした。(第25条関係)

第8 義務付けの訴えの要件等

義務付けの訴えを提起する際の要件等に関する規定を設けることとした。(第37条の2及び第37条の3関係)

第9 差止めの訴えの要件

差止めの訴えを提起する際の要件に関する規定を設けることとした。(第37条の4関係)

第10 仮の義務付け及び仮の差止め

- 1 義務付けの訴えの提起があった場合において、その義務付けの訴えに係る処分又は裁決がされないことにより生ずる償うことのできない損害を避けるため緊急の必要があり、かつ、本案について理由があるとみえるときは、裁判所は、申立てにより、決定をもって、仮に行政庁がその処分又は裁決をすべき旨を命ずることができることとした。(第37条の5第1項関係)
- 2 差止めの訴えの提起があった場合において、その差止めの訴えに係る処分又は裁決がされることにより生ずる償うことのできない損害を避けるため緊急の必要があり、かつ、本案について理由があるとみえるときは、裁判所は、申立てにより、決定をもって、仮に行政庁がその処分又は裁決をしてはならない旨を命ずることができることとした。(第37条の5第2項関係)
- 3 その他、仮の義務付け又は仮の差止めの要件及び手続に関する規定を設けることとした。(第37条の5第3項～第5項関係)

第11 当事者訴訟の出訴期間

法令に出訴期間の定めがある当事者訴訟につき、その法令に別段の定めがある場合を除き、正当な理由があるときは、その期間を経過した後であっても、提起することができることとした。(第40条第1項関係)

第12 取消訴訟等の提起に関する事項の教示

行政庁が、処分又は裁決をする場合には、その相手方に対し、当該処分又は裁決に係る取消訴訟の被告とすべき者、出訴期間等を書面で教示しなければならないこととした。(第46条関係)

第13 その他

- 1 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。
- 2 関係法律について所要の整備等を行うこととした。(附則第2条～第49条関係)
- 3 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の行政事件訴訟法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとした。(附則第50条関係)